

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程

平成22年4月1日規程第50号

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の事業の遂行に伴い、徴収すべき料金等について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 道総研の徴収すべき料金に関しては、知事の認可する料金上限の範囲内でこの規程の定めるところによる。

### (料金)

第3条 前条の料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 試験機器等設備使用料は別表1のとおり
  - (2) 依頼試験等手数料は別表2のとおり
  - (3) 建築性能評価手数料は別表3のとおり
  - (4) 構造計算適合性判定手数料は別表4のとおり
  - (5) 指導手数料は別表5のとおり
  - (6) 固定資産の使用料は別表6のとおり
  - (7) 北海道総合研究プラザセミナー室の使用料は別表7のとおり
- 2 前項(1)及び(2)にかかわらず、道内に住所を有しない者（法人又は団体にあつては、事務所又は事業所を有しないもの）が試験機器等の設備を使用する場合並びに試験、分析、測定等及び成績書の謄本の交付を依頼する場合にあつては、(1)に定める使用料又は(2)に定める手数料の2倍の料金とする。
- 3 別表1で定める試験機器等設備使用料及び別表2で定める依頼試験等手数料のうち、北海道地域イノベーション創出協働体形成事業及び北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る使用料及び手数料については、前項を適用しない。

### (納入期限)

- 第4条 前条第1項(1)、(2)、(3)、(5)及び(7)で定める料金については、前納を原則とする。ただし、経理責任者が適当と認めるときは、債務の履行請求の日から20日以内において適宜の納入期限を定め、速やかに納めさせるものとする。
- 2 前条第1項(4)で定める料金については、別に定めるところによる。
- 3 前条第1項(6)で定める料金については、理事長の指定する期日までに納めさせなければならない。

### (減免及び分納)

- 第5条 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。
- 2 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を分納させることができる。
- 3 使用料又は手数料の額が、1回の請求につき100円未満となるときは、その支払いを免除することができる。
- 4 減免及び分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則（平成22年8月1日規程第79号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、「別表1 試験機器等設備使用料 2 林産試験場」に加える改正のすべて及び「別表1 試験機器等設備使用料 4 食品加工研究 センター」に加える改正のうち表内「1 試験、測定及び検査機器 (61)味認識システム」として加える改正は、財団法人北海道科学技術総合振興センターより、改正により加える機器の所有権移転が行われた日から施行する。

### 附 則（平成22年10月1日規程第82号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月10日規程第84号）

この規程は、平成22年12月10日から施行する。ただし、「別表1 試験機器等設備使用料 4 工業試験場」に加える改正のうち表内「(6) 北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正及び「別表1 試験機器等設備使用料 5 食品加工研究センター」に加える改正のうち表内「4 北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正は、北海道産学官共同研究拠点整備事業に関する協定書第6条第2項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構より本設備の貸与があった日から施行する。

附 則（平成23年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日規程第16号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日規程第15号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月5日規程第2号）

- 1 この規程は、平成25年3月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている構造計算適合性判定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月3日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日規程第27号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月6日規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月29日規程第3号）

この一部を改正する規程は、平成26年2月5日以降に申込みがあったものから適用する。

附 則（平成26年4月1日規程第8号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月9日規程第24号）

- 1 この規程は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月5日規程第1号）

- 1 この規程は、平成27年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日規程第8号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月1日規程第11号）

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月1日規程第17号）

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請または旧法第18条第2項の規定による通知がされている建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日規程第24号）

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日規程第9号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。